

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条規定に基づいて告示します。

令和7年（2025年）5月20日

札幌市長 秋元克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎2階

札幌市財政局税政部税制課税制係

電 話 011-211-2282

ファックス 011-218-5149

メールアドレス ky-zeisei-z@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 東部市税事務所移転実施支援業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年10月31日まで
- (4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でな

いこと。

- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「役務（一般サービス業）」の中分類「運輸、通信業」又は「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されていること。
- (6) 過去に同種契約（移転又はレイアウト変更など）の履行実績があること

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先
上記1の場所及び札幌市財政局のホームページ上に掲載。

（HP アドレス <https://www.city.sapporo.jp/citytax/keiyaku/keiyakujouhou.html>）

なお、上記1の場所で交付する期間は、この告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分までとする。

- (2) 入札書の提出先及び提出期限

札幌市財政局税政部税制課税制係（札幌市中央区北1条西2丁目市役所本庁舎2階）
令和7年（2025年）6月2日（月）午前10時00分（必着）

- (3) 入札書の提出方法

入札書は、様式1にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 持参する場合、入札書を入れる封筒は封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、「令和7年6月2日午前11時00分開札 東部市税事務所移転実施支援業務 入札書在中」の旨を記載し、上記(2)あてに提出期限までに提出すること。

イ 送付する場合、二重封筒とし、入札書を入れる封筒はアのとおり記載すること。外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時、調達件名及び入札書在中の旨を記載し、上記(2)あてに送付すること（提出期限必着）。

ウ 代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せずに提出すること。

エ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- (5) 開札の日時及び場所

令和7年（2025年）6月2日（月）午前11時00分

札幌市役所本庁舎2階税政部会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査（事後審査方式）する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記3の入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。